

## 合意書（雛型）

1. 案件名称 「 \_\_\_\_\_ 」
2. 支出上限金額 \_\_\_\_\_ 円
3. 実施期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者（以下、「申請者」とする）と独立行政法人国際協力機構横浜国際センター（以下、JICA 横浜とする）は、以下の条項につき合意し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第 1 条（支出範囲）

別紙活動計画表に基づく支出の範囲は、以下のとおりとする。

（活動における支出の範囲を明記。実施細則上第 4 章第 17 条に関し、具体的に記述。例：  
「成田ーモンゴル間の航空賃」等）

### 第 2 条（海外渡航者の安全面等）

海外渡航者については、以下の対応とする。

1. JICA 横浜及び申請者双方は、渡航者の安全確保に努めることとする。また、JICA 横浜は申請者に対し、JICA 現地事務所を通じて必要に応じ、現地の安全情報を提供するとともに、安全対策措置を講じ、申請者は原則として、この安全対策措置に従う。
2. 渡航者が不慮の事故・病気等になった場合の費用は、申請者による負担とする。
3. 申請者が個人の責に帰する理由によって第三者に損害を与えた場合には、自己の責任においてその解決にあたり、それに要する費用は自己負担とする。
4. JICA 横浜が、申請内容に基づく現地での活動が当該国内において JICA の信用を著しく失墜・毀損する恐れがあることと判断した場合、支出を行わない。

### 第 3 条（経費の支払）

JICA 横浜は、活動に要した経費を原則として当該活動の終了後に、申請者による活動経費に係る支出の申請に基づき、第 1 条の記載の支出範囲に従って、支出上限金額の範囲内で申請者に支払う（必要に応じ、別紙に支出予定費目明記）。

### 第 4 条（活動報告書の作成）

申請者は、活動の終了後、活動内容につき、活動終了後 2 週間以内に活動報告書を提出し、別途 JICA 横浜に対し報告会を行う。

なお、活動報告書は、少なくとも「活動概要」、「記録画像」、「活動の参加者（人数）」、及び「活動の成果」の 4 項目を含むものとする。

### 第 5 条（経費精算報告）

申請者は、JICA 横浜に対し、JICA 横浜が定める様式により、証拠証票（領収書及び E-チケットの原本）を添付し、活動終了後 2 週間以内に活動に要した経費の精算報告を行う。

この際、JICA 横浜は、前号の経費精算報告を受けた後は、支出内容を精査し、以下の場合、経費の支払いを行わない。

1. 不適切な支出があった場合
2. 第2条第4項の場合
3. JICA横浜が定める経費の精算報告期間を過ぎても経費の精算報告がなされない場合

#### 第6条（報告会・広報等）

申請者は、以下に定める媒体により、1回以上の活動の成果にかかる報告会や広報等を行なうものとする。

1. 県、市町村、国際交流協会等の広報誌
2. 報告会もしくは活動に関する展示会
3. その他地域における広報効果があると認められる媒体

#### 第7条（資料及び報告書等の取扱い）

1. JICA または申請者は、申請者が本業務実施の過程において収集又は作成した資料等及び JICA に提出した報告書等を JICA 又は申請者の業務に必要な場合に使用することができるものとする。
2. 申請者は、JICA に対して、この契約に基づき作成された報告書等を、JICA の事業の目的のために複製、出版、改変及び翻訳して利用することを許諾する。申請者は、当該許諾の対価を JICA に求めないものとする。申請者は、JICA による報告書等の利用に関して著作権人格権を行使しないものとする。

#### 第8条（秘密の保持）

1. JICA、申請者両当事者は、この合意に関連して知りえた秘密を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。
2. 前項の規定は、この契約が終了した後もその効力を有するものとする。

#### 第9条（JICA 事業への協力）

申請者は、可能な限り JICA が行う地域連携業務に対し協力をを行う。

#### 第10条（合意事項外の事項）

JICA 横浜及び申請者双方の合意事項に定めなき事項、または合意事項に疑義の生じた事項については、必要に応じて双方の協議の上定めるものとする。

この合意の締結を証するため、合意書2通を作成し、JICA 横浜及び申請者両者記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

独立行政法人国際協力機構

横浜国際センター

所長 朝熊 由美子

（申請者の住所）

（申請者名・申請者の代表名）